岡山県民税利子割の電子申告・納入に係る注意点

- ◆ 【期限内申告データ等作成の注意点】 『手入力による作成』を選択した場合
 - 1. 申告期限内に岡山県へ提出する申告データを作成する場合、『通常(当初申告)』(下図 で囲まれた種別)を選択してください。
 - 2. 申告期限後に岡山県へ提出する申告データを作成する場合又は、期限内に申告・納入したものに追加で納入する場合、『計算情報入力(更正)』(下図 で囲まれた種別)を選択してください。
 - 3. 『追加』及び『計算情報入力(決定)』(下図 で囲まれた種別)は選択しないでください。

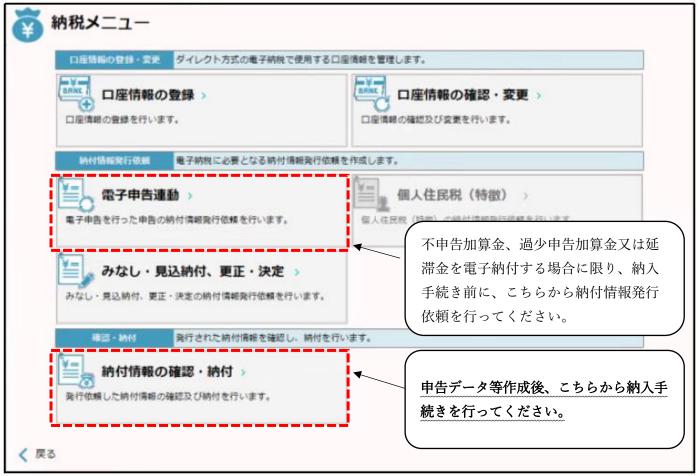
	● 手入力による作成
作成方法 必須	● 通常(当初申告) ○ 油加 ○ 計算情報入力(更正) ○ 計算情報入力(決定) ○ CSV取込による作成
利払年月	令和3 ~ 年 5 月
提出年月日	令和3 ~ 年 5 月 1 日
利子の種類の種類	特定公社債以外の公社債の利子
納入区分	● 本店一括(※) ○ 支店毎 ※ 本店のみの場合は、「本店一括」を選択してください。
氏名又は名称 (納付用) 必須	地方税商社
氏名又は名称 (フリガナ) (納付用)	チホウゼイショウシヤ
所在地(納付用) 必須	岡山県岡山市北区

『CSV 取込による作成』を選択した場合、CSV ファイルの『申告種別』の項目について、上記 1. に相当するものは『01』、上記 2. に相当するものは『03』としてください。

◆ 【期限内申告データ等作成後の注意点】

期限内申告データ又は、計算情報入力(更正)データを作成後に、納入手続きを必ず行ってください。 申告期限日までに eLTAX に電子申告データを送信すれば、納付日が申告期限後であっても不申告加算 金は課されませんが、延滞金が発生します。ただし、延滞金の確定額が 1,000 円未満の場合は、その全額 を切り捨てます。

なお申告データ送信後、120 日以内に納入手続きを完了しなかった場合、送信した申告データは削除されますので、ご注意ください。



eLTAX の詳しい操作方法については、地方税共同機構の『利子割・配当割・株式等譲渡所得割の電子化に係る特設ページ』(https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935) にある手続きガイドを確認するか又は、地方税共同機構へルプデスク(0570-081-459)へお問合せください。